

第105期定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

- 主要な営業所および工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

小林製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

●主要な営業所および工場（2022年12月31日現在）

① 当社

本社	（大阪市中央区）
大阪工場	（大阪市淀川区）
中央研究所	（大阪府茨木市）
東京製品営業所	（東京都江東区）
大阪製品営業所	（大阪府茨木市）

② 子会社

富山小林製薬株式会社	（富山県富山市）
仙台小林製薬株式会社	（宮城県黒川郡大和町）
桐灰小林製薬株式会社	（兵庫県三田市）
愛媛小林製薬株式会社	（愛媛県新居浜市）
小林製薬プラックス株式会社	（富山県富山市）
Kobayashi Healthcare International, Inc.	（米国）
Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC	（米国）
上海小林日化有限公司	（中国）
合肥小林日用品有限公司	（中国）
合肥小林薬業有限公司	（中国）
小林製薬（香港）有限公司	（中国）
小林製薬（中国）有限公司	（中国）
江蘇小林製薬有限公司	（中国）

●使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,495 (518) 名	+44 (△10) 名

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,631 (151) 名	+24 (－) 名	40.9歳	12.9年

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

●主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

●新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、コミットメント型自己株式取得（FCSR）における取得株式数の調整の手段として、2022年11月16日、新株予約権を発行しており、その概要は次のとおりです。

	第5回新株予約権（注）1
発行決議日	2022年11月1日
新株予約権の数	1個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	（注）2
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1円
権利行使期間	2022年12月14日から 2023年 3月24日まで
行使の条件	（注）3
割当先	野村キャピタル・インベストメント株式会社

※当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。

（注）1.本新株予約権は、2023年2月17日にその全部が行使され、114,100株の自己株式を交付した。

2.本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、以下の計算式に従って算定される株式数（単元未満株式については切り捨てる。）とする。

$$\text{交付株式数} = (\text{i})\text{取得済株式数} - (\text{ii})\text{平均株価取得株式数}$$

（i）「取得済株式数」は、1,264,800株。ただし、平均株価算定期間中に当社が当社普通株式の株式分割、株式併合もしくは無償割当てまたは当社普通株式を対価もしくは対象とする取得請求権付種

類株式、取得条項付種類株式もしくは新株予約権の無償割当てのいずれかを行った場合（以下「調整事由」という。）その他平均株価等の調整を必要とする場合（以下「調整事由」とあわせて「調整事由等」という。）、取得済株式数は本新株予約権の発行要項の規定に従って調整される。

(ii)「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数とする。

$$\text{平均株価取得株式数（1株未満切捨）} = \text{①自己株式買付金額} \div \text{②平均株価}$$

①「自己株式買付金額」は、9,991,920,000円

②「平均株価」とは、平均株価算定期間の各取引日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値に99.9%を乗じた価格とする。ただし、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合には、当社は、本新株予約権の発行要項の規定に従い、平均株価を調整するものとする。

③「平均株価算定期間」とは、2022年11月4日から本新株予約権の行使日の前日までの期間をいう。ただし、発行要項に定める一定の取引日は平均株価算定期間に含まないものとする。

3. (1)本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2)本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、新株予約権者はその旨を当社に速やかに通知するものとする。当該通知が行われた日以降、当該本新株予約権を行使することはできない。

(3)平均株価が7,900円（「基準株価」といい、平均株価算定期間中に調整事由等が発生した場合、本新株予約権の発行要項の規定に従って調整される。）と同額または基準株価を下回る場合には、本新株予約権を行使することはできない。

●業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務（当社およびその子会社から成る企業集団における業務を含む。）の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

1. 当社およびグループ各社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

① 当社グループでは、役員および従業員等が、法令遵守の精神と高い倫理観をもって行動するための指針として「グローバルコンプライアンスポリシー」を制定し、役員および従業員等全員に周知するとともに、当該ポリシーに基づきコンプライアンス推進活動に取り組み、コンプライアンス意識の更なる向上を図ります。また、当社およびグループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、役員および従業員等に対しては反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

（当該体制の運用状況）

- ・当社およびグループ各社を対象に定めている「グローバルコンプライアンスポリシー」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付しました。
- ・役職員は毎年、「グローバルコンプライアンスポリシー」の具体的な行動基準を定めた「役員および従業員等の誓約」に署名、提出し、会社がこれを保管しています。
- ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンスeラーニング」をイントラネットで毎月テーマを変えて実施しました。
- ・日本国内の全従業員を対象とした管理職による「コンプライアンス15分研修」を毎月設定されたテーマに沿って各部署で実施しました。
- ・日本国内の役職員を対象とした「従業員コンプライアンス意識調査」を実施しました。
- ・国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた年間計画を策定のうえ、研修を実施しました。
- ・当社は、大阪府の企業防衛連合協議会や暴力追放推進センターの活動に参加し、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図っており、適宜イントラネットで社内共有しています。こうした啓発活動を継続し、当社グループ全体が反社会的勢力および団体と一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応しています。
- ・公務員等に対する贈賄等を防止する体制を構築するため、贈収賄防止規程を導入しました。

② 内部統制主管役員が委員長を務める内部統制委員会(当社取締役会直轄)を年に2回開催し、当社グループの内部統制に関する方針・実行計画を決定するとともに、コンプライアンスを含め重要な課題について協議し、その結果を適時当社取締役会および監査役会に報告します。なお、内部統制委員会は、委員長、委員長が指名する委員、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役で構成します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部統制委員会を2回開催し、内部統制推進やコンプライアンス上の重要な課題を協議し、取締役会に報告しました。

③ 当社取締役会の監督機能を強化するため、外部の視点と様々な知見を有する社外取締役を選任し、独立した客観的な立場からの監督・助言を受けます。また、当社取締役会への助言および提言体制として、外部識者、社外取締役、当社社長および担当役員等によるアドバイザリーボードならびに報酬諮問委員会、人事指名委員会等を設置します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役および社外監査役より第三者的立場からの監視を受け、助言を得ました。
- ・アドバイザリーボードを1回、報酬諮問委員会を3回、人事指名委員会を3回開催し、取締役会への助言を行いました。

④ 当社グループでは、法令上・企業倫理上の問題等に関する情報の早期把握および解決のため、国内外にそれぞれ内部通報窓口を設置します。なお、国内の社内窓口においては当社グループの退職者および取引先の従業員からの相談・通報についても受け付けます。

(当該体制の運用状況)

- ・社内と社外弁護士事務所に設置している従業員相談室において、日本国内の従業員からの相談、通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・外部委託業者に内部通報窓口を設置し、海外関係会社従業員からの通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図る体制を維持しました。
- ・公益通報者保護法の改正に伴い、社内規程の改定を行うとともに従業員相談室の相談員に対し必要な教育を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、当社グループにおける業務執行に関する重要事項について審議、報告等を行うグループ執行審議会議事録等の重要な書類およびその他の情報）は、文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、保存および管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・毎月開催した取締役会の資料および議事録は、法令および社内規程に基づき適切に保存、管理しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役、監査役または内部監査部門から要請があった場合に備え、閲覧に応じる体制を維持します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役、監査役、内部監査部門の求めに従い、担当部署は速やかにその情報を提供しています。

3. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)

① 経営リスクマネジメント規程に基づき、当社取締役会直轄のリスク管理委員会にて、当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、当社取締役会において審議します。

(当該体制の運用状況)

- ・中長期の将来予測をもとに、本社機能部門および各事業部で想定されるリスクについて抽出し、共通の観点から評価したものをリスクとして一覧化しております。これらの中の重点リスクについてはリスク管理委員会において取り組みに関する協議と見直しを実施し、取締役会で審議し、継続してリスク軽減に取り組んでいます。

② リスクマネジメントの推進部門を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、当社グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、運用、検証およびリスク情報の一元管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・上記の一覧化された個々のリスクは、経営企画部門が主体となって個々の対応状況に応じて、残存する発生確率（蓋然性）と発生した際の影響度のリスク評価とを点数付けした上でマッピングし、全社の経営リスクとして一元管理しています。その中の重要なリスクについては関連部門で情報共有し、連携してリスク軽減対応に取り組んでいます。また、重大なクライシス発生時には社内規程に基づき危機管理本部を設置し、対応にあたる体制を築いています。

③ 平時においては、各部門およびグループ各社において、それぞれがリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組みます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部門から必要な情報を収集・整理し、適時グループ執行審議会にそれらの進捗報告を実施します。この報告は、当該リスク対策が完了するまで継続します。また、ウイルス感染症や自然災害等に対応するために、対策マニュアルや事業継続計画（BCP）を策定します。なお、有事に際しては、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し対応します。

（当該体制の運用状況）

- ・各事業部長・本部長および主要部門の部門長は直近の問題点・リスク等を記載したマンスリーレポートを毎月、直属上司と本社の各部門長を構成員とするマンスリーレポート委員会等に提出しています。当該委員会は毎月、提出されたマンスリーレポートを分析し、重要なリスクを抽出・分類してグループ執行審議会では対応を報告・協議しました。
- ・新型コロナウイルス感染症対応として、危機管理本部による感染リスク低減の各種対策、感染者発生時の早期対応を行いました。
- ・ウイルス感染症や自然災害等で生じたリスクについては対策マニュアルや事業継続計画（BCP）に沿った対応を行うとともに適宜内容更新を行いました。

④ 内部監査部門は経営企画部門からリスク管理委員会に報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を当社社長に報告します。また、監査役、リスク管理委員会および各業務執行部門長に適宜報告します。

（当該体制の運用状況）

- ・内部監査部門はリスクマネジメント体制の状況についてモニタリングを実施し、適宜報告を行いました。

4. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

① 当社取締役会を月1回以上開催するとともに、迅速な業務執行のためにグループ執行審議会を原則月4回開催し、当社およびグループ各社における業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務の効率的な執行を確保します。

（当該体制の運用状況）

- ・取締役会は毎月の定例と臨時をあわせて13回、グループ執行審議会は47回開催し、当社およびグループ各社における業務執行に関する基本事項および重要事項に係る協議と意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しました。

② グループ各社の経営については、事業内容の適時適切な報告をグループ執行審議会にて行い、重要案件については当社取締役会またはグループ執行審議会の承認を得ます。

(当該体制の運用状況)

・グループ各社の経営は毎月提出されるマンスリーレポートや四半期毎に開催されるグループ各社の取締役会をとおして管轄する事業部長等に報告・相談がなされました。小林製薬本体のグループ執行審議会は47回、取締役会は毎月の定例と臨時を合わせて13回開催され、グループ各社の事業内容の適時適切な報告が行われる体制を確保しました。また重要事項については取締役会またはグループ執行審議会の承認が得られる体制を確保しました。

③ 業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、当社において執行役員制を導入します。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入します。

(当該体制の運用状況)

・執行役員制と事業部制を導入することにより、業務執行機能と監督機能の分離、明確化、および職務執行の効率化を図っています。

④ 当社取締役会において中期経営計画および各年度予算を立案し、当社グループ全体の目標を設定したうえで、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会にて実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

・全社中期経営計画および年度予算を設定し、各部門はその目標達成に向けた具体策を立案して実行しました。また、その実績は適時、グループ執行審議会にて報告を受け職務執行の効率化を図りました。

⑤ 当社取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図り、また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

(当該体制の運用状況)

・取締役の任期を1年とし、人数を最適化することにより、取締役の責任の明確化と職務執行の機動性を確保しました。

5. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)

① 当社は関係会社管理規程に基づき、当社とグループ各社間において、業務の適正を確保するための指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化し、適切な内部統制システムを整備します。

(当該体制の運用状況)

・当社とグループ各社は関係会社管理規程に基づき、指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行うことにより業務の適正を確保しています。

② 内部監査部門は、以下の項目につき当社およびグループ各社の監査を行い、その結果を毎月当社社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。

- (1)内部統制監査
- (2)業務監査
- (3)資産保全監査
- (4)会計監査
- (5)危機管理監査
- (6)コンプライアンス監査
- (7)個人情報保護監査
- (8)経営リスクマネジメント監査
- (9)特命監査

(当該体制の運用状況)

・内部監査部門は、当社およびグループ各社が業務を適正に遂行しているかどうかの監査を行い、その結果を代表取締役社長との定例会議で報告しました。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告しております。

③ 当社から主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、グループ各社の健全性を確保します。

(当該体制の運用状況)

・当社から主要グループ各社には、それぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣しており、グループ各社の健全性を確保しております。

④ 当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備・運用します。

(当該体制の運用状況)

・当社およびグループ各社の取締役は、必要な体制を整備して財務報告の適正性を確認・維持しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、監査役スタッフという)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、配置します。

(当該体制の運用状況)

・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当していません。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)

監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

(当該体制の運用状況)

- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当していません。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

① 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項(従業員相談室の利用状況およびその内容を含む)を、当社およびグループ各社の取締役および該当部門が適時報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会を14回開催し、当社および当社グループの取締役および該当部署が必要な事項を適時報告しました。

② 監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会および内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができますものとします。

(当該体制の運用状況)

- ・常勤監査役は、週次開催のグループ執行審議会および2回開催した内部統制委員会をはじめ、各事業本部会等の重要会議に出席し、そこで得た情報を適宜監査役会に報告しました。また社外監査役も必要に応じて、事業部長等へのインタビューや事業所往査に出席しました。

③ 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社およびグループ各社の取締役または該当部門が速やかに監査役または監査役会に報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社および当社グループの取締役または該当部署は、監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項について速やかに報告しました。

④ 上記①～③にて監査役に報告をした者は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社グループの役員および従業員等に周知します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役に報告をした役職員について、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けたとの報告がないことを確認しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。

（当該体制の運用状況）

- ・監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用は、職務の執行に支障がないように速やかに支払処理をしました。

10. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

① 当社社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。

（当該体制の運用状況）

- ・代表取締役社長は、常勤監査役との意見交換会を毎月1度、監査役会との意見交換会を四半期に1度開催しました。

② 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

（当該体制の運用状況）

- ・監査役会は会計監査人との意見交換会を四半期に1度開催しました。このほか、双方の監査業務に活かすために随時必要な意見交換を行いました。

③ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行（共同監査）する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

（当該体制の運用状況）

- ・内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、必要に応じて監査役との共同監査を実施し、監査役監査の実効性を高めました。

④ 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

（当該体制の運用状況）

- ・監査役会は、必要に応じて独自に監査業務に関する助言を受ける機会を持ちました。

以 上

●連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,450	4,183	200,534	△23,706	184,461
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△6,512		△6,512
親会社株主に帰属する 当期純利益			20,022		20,022
自己株式の取得				△14,056	△14,056
自己株式の消却		△23,280		23,280	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替		19,619	△19,619		－
連結子会社の 決算期変更に伴う増減			△140		△140
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△3,661	△6,248	9,223	△686
当連結会計年度期末残高	3,450	522	194,285	△14,482	183,775

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	10,953	1,166	△1,034	11,085	53	195,600
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△6,512
親会社株主に帰属する 当期純利益						20,022
自己株式の取得						△14,056
自己株式の消却						－
利益剰余金から 資本剰余金への振替						－
連結子会社の 決算期変更に伴う増減						△140
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	△607	3,186	200	2,778	207	2,986
当連結会計年度変動額合計	△607	3,186	200	2,778	207	2,299
当連結会計年度期末残高	10,346	4,352	△834	13,864	260	197,900

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数 35社

2) 主要な連結子会社の名称

富山小林製薬(株)、仙台小林製薬(株)、桐灰小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、小林製薬プラックス(株)、Kobayashi Healthcare International, Inc.、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC、上海小林日化有限公司、合肥小林日用品有限公司、合肥小林薬業有限公司、小林製薬（香港）有限公司、小林製薬（中国）有限公司、江蘇小林製薬有限公司 等

② 非連結子会社の状況

1) 主要な非連結子会社の名称

小林製薬チャレンジド(株)

2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

1) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社Alva-Amco Pharmacal Companies, LLCは決算日を10月31日から12月31日に変更しております。

この決算期変更により、当該連結子会社の2021年11月1日から2021年12月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は主として次の方法により評価しております。

(イ) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

また、顧客関係、商標権等に関する無形固定資産については、利用可能期間で均等償却しております。

3) 長期前払費用

均等償却しております。

4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権の実態に応じて回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社のうち一部は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。その他の連結子会社の一部は、期末要支給額の100%を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷から一定の日数以内に顧客へ到着したとみなされる時点と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑧ コミットメント型自己株式取得に係る会計処理の方法

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また新株予約権は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に「新株予約権」として計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更にに関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更にに関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、2018年3月30日に公表された「収益認識に関する会計基準」等については、2020年12月期の期首から適用しております。

これにより、当連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報、当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報を「11. 収益認識に関する注記」に記載しております。顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(2) 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「建設仮勘定」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に表示しておりました4,006百万円は、「建設仮勘定」2,555百万円、「その他」1,450百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「役員退職慰労引当金」は、表示の明瞭性の観点から、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「役員退職慰労引当金」に表示しておりました41百万円、「その他」2,206百万円は、「その他」2,247百万円として組み替えております。

(3) 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「控除対象外消費税等」は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「控除対象外消費税等」に表示しておりました105百万円、「その他」71百万円は、「その他」177百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC（以下、「Alva社」）の買収により認識されたのれん及び商標権に関する減損の兆候の有無

① 当連結会計年度計上額

1) のれん 6,466百万円

2) 商標権 3,273百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、Alva社ののれんが帰属する国際事業セグメントの米国OTC医薬品事業における資産グループについて、主に米国OTC医薬品市場に関する動向を中心とした事業環境の変化の有無、業績の動向などに基づき、減損の兆候の有無を判断しております。

当社グループは、Alva社の営む米国OTC医薬品事業において、複数の新製品の上市を含めた売上拡大計画を買収時点の事業計画に織り込んでおり、これに基づくキャッシュ・フローの見積りには、将来の販売数量等に関する仮定を使用しております。

米国OTC医薬品市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があり、前提とした状況が変化すれば、減損の兆候が識別される可能性があります。

なお、当連結会計年度末においては、Alva社の買収により認識されたのれん及び商標権について減損の兆候は生じていないと判断しております。

(2) 退職給付債務の算定

① 当連結会計年度計上額

退職給付に係る負債 2,034百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度計上額

1) 繰延税金資産 1,750百万円

2) 繰延税金負債 1,310百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 5,915百万円)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(自己株式の取得)

当社は、2022年11月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、2022年11月2日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSR）（以下、「本手法」）を用いております。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主への一層の利益還元と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 本手法を選択した背景

当社は、今回の自己株式取得を実施するにあたり、以下に記載の理由により、本手法が100億円相当の自己株式取得を確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

市場買付による自己株式取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用など様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している取得予定金額規模の自己株式取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの手法も自己株式取得が終了するまでに一定の期間を要することになることが想定されます。

次に、ToSTNeT-3において買付の委託を行う取引のみを行う手法では、上記の手法と異なり、取引自体は1日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、取得予定金額の自己株式取得ができない可能性があります。

この点、本手法を採用すると、以下に詳述する通り、自己株式取得取引が1日で終了することに加えて、株主の皆様による売付注文が取得予定金額に達しない場合であっても、不足額については証券会社が当社株主から当社株式の借株をした上で売付注文を行う予定であることから、取得予定金額の自己株式取得を行うことが可能になります。

3. 本手法の概要

当社は、2022年11月2日にToSTNeT-3により1株あたり7,900円で、1,265,800株、100億円に相当する自己株式を取得いたしました（以下、「本買付」）。

本買付にあたっては、野村證券株式会社（以下、「野村證券」）が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者である野村證券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、野村證券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少しております。

野村證券は本買付後に、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定であると聞いておりますが、野村證券が行う当社株式の取得に関して、当社と野村證券との間で締結された契約はありません。

次に、野村證券から取得した株式に対しては、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2022年11月4日から新株予約権の行使日又は行使が行われない旨の通知を受けた日の前日まで）の各取引日の当社株式のVWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に99.9%を乗じた価格（以下、「平均株価」）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」）の取得者となる野村キャピタル・インベストメント株式会社（以下、「新株予約権者」）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均株価が7,900円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付における野村證券からの取得株式数」（以下、「取得済株式数」）から「本買付において野村證券から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数」（以下、「平均株価取得株式数」）を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者に交付し、逆に、②平均株価が7,900円よりも低い場合は、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を新株予約権者から無償で取得することを合意しています。

<調整取引のメカニズム>

①平均株価が7,900円よりも高い場合

本買付後に当社株式の株価が上昇し平均株価が7,900円を上回る場合、下記の計算式で算定される当社株式が新株予約権者に交付されます。

交付株式数＝取得済株式数－平均株価取得株式数

最終取得株式数＝取得済株式数－交付株式数

＝取得済株式数－（取得済株式数－平均株価取得株式数）

＝平均株価取得株式数

＝取得予定金額÷平均株価

取得済株式数：本買付において野村證券から買付けた株式数

平均株価取得株式数：本買付において野村證券から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得したと仮定した場合の取得株式数

②平均株価が7,900円よりも低い場合

本買付後に当社株式の株価が下落し平均株価が7,900円を下回る場合、下記の計算式で算定される当社株式が新株予約権者から無償で取得されます。

追加取得株式数＝平均株価取得株式数－取得済株式数

最終取得株式数＝取得済株式数＋追加取得株式数

＝取得済株式数＋（平均株価取得株式数－取得済株式数）

＝平均株価取得株式数

＝取得予定金額÷平均株価

上記の通り、最終取得株式数はToSTNeT-3において野村證券から買付けた金額により当社株式を平均株価で取得した場合の取得株式数（平均株価取得株式数）となります。平均株価に応じた交付株式数、追加取得株式数に関しては、以下の調整テーブルをご確認ください。

調整テーブル：

平均株価 (A)	取得金額 (B)	平均株価取得株式数 (C) = (B) ÷ (A)	取得済株式数 (D)	交付株式数 (D) - (C)	追加取得株式数 (C) - (D)
12,000	9,991,920,000	832,660	1,264,800	432,140	0
10,000	9,991,920,000	999,192	1,264,800	265,608	0
9,100	9,991,920,000	1,098,013	1,264,800	166,787	0
8,900	9,991,920,000	1,122,688	1,264,800	142,112	0
8,700	9,991,920,000	1,148,497	1,264,800	116,303	0
8,500	9,991,920,000	1,175,520	1,264,800	89,280	0
8,300	9,991,920,000	1,203,846	1,264,800	60,954	0
8,100	9,991,920,000	1,233,570	1,264,800	31,230	0
7,900	9,991,920,000	1,264,800	1,264,800	0	0
7,700	9,991,920,000	1,297,652	1,264,800	0	32,852
7,500	9,991,920,000	1,332,256	1,264,800	0	67,456
7,300	9,991,920,000	1,368,756	1,264,800	0	103,956
7,100	9,991,920,000	1,407,313	1,264,800	0	142,513
6,900	9,991,920,000	1,448,104	1,264,800	0	183,304

※本買付において一般の株主の皆様からの売付により1,000株、野村証券より1,264,800株、取得価格は1株あたり7,900円、総額9,999,820,000円（うち、野村証券からの取得金額が9,991,920,000円）の取得を行った結果を踏まえての数値例です。実際には交付株式数、追加取得株式数の単元未満株式は切り捨てます。

なお、当社は上記取得株式数の調整のために当社株式の交付を行うための手段として、新株予約権者に対して本新株予約権を無償で割り当てます。本新株予約権は、平均株価が7,900円よりも高い場合に行使され、その差額分に相当する数の当社株式が新株予約権者に交付されます。また、平均株価が7,900円よりも低い場合は、本新株予約権は行使されずに、当社は新株予約権者よりその差額分に相当する数の当社株式を無償で取得します。かかる取得株式数の調整は、本新株予約権の行使期間である2022年12月14日から2023年3月24日までの間に行われる予定で、最終的な取得株式数が確定した際には、別途、開示をする予定です。

4. 本手法における当社株式の取得方法・内容

(1) 取得対象株式の種類：当社普通株式

(2) 取得した株式の総数：1,265,800株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.64%）

(3) 株式の取得価額の総額：9,999,820,000円

(4) 株式取得日：2022年11月2日

(5) 株式の取得方法：東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

※上記（2）の取得した株式の総数のうち、野村證券から買付けた1,264,800株に関しては、当社の実質的な取得価額が一定期間の当社株式の平均価格相当になるよう、後日、当社株式を用いた調整取引を行うため、調整取引を含めた全体での最終的な取得株式数は変動する可能性があります。

5. 本手法における新株予約権について

本買付の結果により、2022年11月1日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第5回新株予約権の発行条件が確定いたしました。詳細は、以下のとおりです。

(1) 募集の概要

① 割当日	2022年11月16日
② 新株予約権の総数	1個
③ 払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
④ 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,264,800株（上限）※ ※上限の潜在株式数は、下記⑥の平均株価取得株式数がゼロとなった場合を前提とした株式数
⑤ 行使時の出資金額	1円
⑥ 行使時の交付株式数 の算定方法	$\text{交付株式数} = (\text{i}) \text{取得済株式数} - (\text{ii}) \text{平均株価取得株式数}$ ※単元未満株式は切り捨て、0を下回る場合には0株とする。 (i)「取得済株式数」は、1,264,800株 (ii)「平均株価取得株式数」は、以下の計算式に従った計算の結果得られる株式数（1株未満切り捨て）とする。 $\text{平均株価取得株式数} = \frac{(\text{iii}) \text{自己株式買付金額}}{\text{平均株価}}$ (iii)「自己株式買付金額」は、9,991,920,000円
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村キャピタル・インベストメント株式会社に対する第三者割当方式
⑧ その他	当社は、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、株価の状況に応じて割当予定先から一定数の当社株式を無償で取得する予定です。詳細については、別記「(2) 本新株予約権の特徴」、および別記「(3) 割当予定先等 ③その他」をご参照ください。

(2) 本新株予約権の特徴

①本新株予約権の構成、行使により交付される株式数および行使の際に払い込まれる出資金額

- 本新株予約権は全1回号で構成されており、発行される新株予約権の数は1個です。
- 交付株式数は、平均株価の水準に応じて増減し、本日の終値よりも平均株価が上昇するほど交付株式数が増加する仕組みとなっております。
- 行使の際に払い込まれる出資金額は、1円です。

②本新株予約権の行使可能期間

本新株予約権の行使可能期間は、2022年12月14日から2023年3月24日までの期間です。

③本新株予約権の取得

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の取得を可能とする旨の条項は付されておりません。

④行使が行われない場合の当社株式の追加取得

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、平均株価がToSTNeT-3における自己株式取得価額よりも低い場合は、当社は割当予定先より、その差額に応じた株数の当社株式を無償で取得することになっております。

(3) 割当予定先等

①割当予定先の概要（2022年12月31日現在）

(a)	商号	野村キャピタル・インベストメント株式会社
(b)	本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
(c)	代表者の役職・氏名	代表取締役 村上 朋久（2022年12月31日現在）
(d)	事業内容	貸金業
(e)	資本金の額	500百万円
(f)	設立年月日	1999年11月4日
(g)	発行済株式数	280,000株
(h)	事業年度の末日	3月31日
(i)	従業員数	15名（単体）
(j)	主要取引先	投資家並びに事業会社
(k)	主要取引銀行	野村信託銀行株式会社
(l)	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
(m)	当社との関係等	
	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0株 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者および関係会社と割当予定先の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と割当予定先との間には、取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

②株券貸借に関する契約

当社株主と割当予定先との間で、株券貸借に関する契約の締結はございません。

③その他

当社は、割当予定先との間で締結予定の割当契約において、下記の内容について合意しております。

＜本新株予約権の行使が行われない際の当社株式の追加取得＞

割当予定先は、本新株予約権の行使を行わないことを決定した場合には、当社にその旨を通知し、当社が割当予定先より、平均株価取得株式数から取得済株式数を控除して算出される数の当社株式を無償で取得する。

＜割当予定先による新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6. 当社業績に与える影響について

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (5) 会計方針に関する事項 ⑧ コミットメント型自己株式取得に係る会計処理の方法」に記載のとおり、当連結会計年度において連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として9,999百万円（野村證券株式会社から買付けた当社株式は9,991百万円）を計上しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	36,968百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,072百万円

(2) 担保資産及び担保に係る債務

① 定期預金	24百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	9百万円

② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円

(3) 期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	4百万円
支払手形	172百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	78,050,000株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

1) 2022年2月22日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,575百万円
1株当たりの配当額	46円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月9日

2) 2022年8月3日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,936百万円
1株当たりの配当額	38円
基準日	2022年6月30日
効力発生日	2022年9月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当社定款第42条に基づき、2023年2月22日の当社取締役会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	3,952百万円
1株当たりの配当額	52円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月9日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、株式、債券等であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金の支払期日は6ヶ月以内であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券	36,755	36,755	－
資 産 計	36,755	36,755	－

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、これらは現金であること、及び主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	53
組合出資金	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	21,894	－	－	21,894
債券	－	6,561	－	6,561
信託受益権	－	8,300	－	8,300
資産計	21,894	14,861	－	36,755

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券の時価は日本証券業協会の売買参考統計値を用いて算定しており、観察可能な市場データを利用して算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また、信託受益権は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、賃貸収益300百万円、賃貸費用99百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,305	6	3,311	5,222

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,600円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 259円63銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 259円59銭 |

- (注) 1. 当社は、2022年11月1日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2022年11月2日に取得が完了しております。自己株式の取得にはコミットメント型自己株式取得（FCSR）を用いており、詳細につきましては「5. 追加情報（自己株式の取得）」に記載のとおりであります。

また、コミットメント型自己株式取得（FCSR）に伴い潜在株式が発生しており、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、以下の計算により算出しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益＝当期純利益÷（期中平均株式数＋普通株式増加数）

2. 上記1. に準ずる普通株式増加数は以下の計算により算出しております。

平均株価取得株式数（1株未満切捨）＝自己株式買付金額（※1）÷平均株価（※2）

潜在交付株式数（単元未満切捨）＝取得済株式数－平均株価取得株式数

普通株式増加数＝潜在交付株式数×潜在株式が存在した期間（※3）÷当連結会計年度

（※1）自己株式買付金額は、9,991,920,000円

（※2）当社が、自己株式を取得した日の翌営業日（2022年11月4日）から当連結会計年度の末日（2022年12月31日）の各取引日の当社株式のVWAP（出来高加重平均価格）の算術平均値に99.9%を乗じた価格

（※3）新株予約権の割当日（2022年11月16日）から当連結会計年度の末日（2022年12月31日）

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「国内事業」、「国際事業」及び「通販事業」の3つを報告セグメントとして、「国内事業」及び「国際事業」は、ヘルスケア製品、日用品、スキンケア製品及びカイロ等を製造販売しております。「通販事業」は、栄養補助食品、スキンケア製品等を通信販売しております。当該報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。これらの分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	国内 事業	国際 事業	通販 事業	計		
売上高						
日本	117,540	－	8,439	125,980	601	126,581
米国	－	16,474	－	16,474	－	16,474
中国	－	12,482	－	12,482	－	12,482
東南アジア	－	7,493	－	7,493	－	7,493
その他	－	3,225	－	3,225	－	3,225
顧客との契約から生じる収益	117,540	39,676	8,439	165,657	601	166,258
外部顧客への売上高	117,540	39,676	8,439	165,657	601	166,258

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	33	34
売掛金	55,134	47,845

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「5. 追加情報（自己株式の取得）」に記載の、コミットメント型自己株式取得（FCSR）に関して、野村證券株式会社による株式市場内外での当社株式の取得が完了し、2023年2月17日に野村キャピタル・インベストメント株式会社が第5回新株予約権を行使したため、調整取引が確定しました。その結果、調整取引として自己株式114,100株を交付することとなり、調整取引後の最終取得株式数は1,150,700株となりました。

したがって、2022年11月1日開催の取締役会決議に基づき取得した自己株式は、一般の株主の皆様からの売付を含め1,151,700株となります。

上記自己株式の交付に伴い、自己株式811,610,986円を処分しております。

なお、当該調整取引が損益に与える影響はありません。

●株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	開発積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	3,450	522	3,661	4,183	340	330	161,092	14,242	176,004
当期変動額									
別途積立金の積立							10,600	△10,600	－
別途積立金の取崩							△19,619	19,619	－
剰余金の配当								△6,512	△6,512
当期純利益								18,168	18,168
自己株式の取得									
自己株式の消却			△23,280	△23,280					
利益剰余金から 資本剰余金への振替			19,619	19,619				△19,619	△19,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△3,661	△3,661	－	－	△9,019	1,055	△7,963
当期末残高	3,450	522	－	522	340	330	152,073	15,297	168,041

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△23,706	159,931	10,800	10,800	53	170,785
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
別途積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△6,512				△6,512
当期純利益		18,168				18,168
自己株式の取得	△14,056	△14,056				△14,056
自己株式の消却	23,280	－				－
利益剰余金から 資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△696	△696	207	△489
当期変動額合計	9,223	△2,401	△696	△696	207	△2,890
当期末残高	△14,482	157,530	10,103	10,103	260	167,895

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

2) その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は主として次の方法により評価しております。

1) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷から一定の日数以内に顧客へ到着したとみなされる時点と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

④ コミットメント型自己株式取得に係る会計処理の方法

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また新株予約権は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に「新株予約権」として計上する方法によっております。

2. 会計方針の変更に係る注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に係る注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う変更

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、2018年3月30日に公表された「収益認識に関する会計基準」等については、2020年12月期の期首から適用しております。

これにより、当事業年度に係る顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) その他計算書類作成のための基本となる事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(2) 貸借対照表

前事業年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に表示しておりました319百万円は、「建設仮勘定」300百万円、「その他」19百万円として組み替えております。

(3) 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「関係会社株式評価損」に表示しておりました211百万円、「その他」64百万円は、「その他」275百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) Kobayashi Healthcare International, Inc. (以下、「KHI社」) 株式の評価

① 当事業年度計上額

KHI社株式 10,226百万円 (関係会社株式に計上)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金について、移動平均法による原価法により評価しております。なお、KHI社株式は、市場価格のない株式であり、実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行うことが求められます。

当社は、当社の100%子会社であるKHI社を通じて、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC (以下、「Alva社」) の株式の100%を取得しました。KHI社株式の実質価額には、Alva社の株式取得時に見込んだ超過収益力が含まれております。米国OTC医薬品市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があります。そのため、当社は、KHI社株式の評価にあたり、主に米国OTC医薬品市場に関する動向を中心とした事業環境の変化の有無、業績の動向などに基づき、Alva社の株式取得時に見込んだ超過収益力が減少していないかを検討しております。

上記を前提とした状況が変化した場合、実質価額が著しく低下することにより、減損処理を行う可能性があります。

なお、当事業年度末においては、KHI社株式の実質価額が著しく低下した状況にはあたらないと判断しております。

(2) 退職給付債務の算定

① 当事業年度計上額

1) 前払年金費用 73百万円 (長期前払費用に計上)

2) 退職給付引当金 126百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しております。算定方法、その仮定、およびその影響については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 退職給付債務の算定」の内容と同一であります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度計上額

繰延税金負債 1,002百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 3,366百万円)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (3) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

5. 追加情報

(自己株式の取得)

連結注記表「5. 追加情報 (自己株式の取得)」の内容と同一であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,993百万円
投資不動産の減価償却累計額	625百万円

(2) 担保資産

① 定期預金	24百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	9百万円
② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）

金銭債権	3,215百万円
金銭債務	14,764百万円

(4) 期末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	3百万円
支払手形	124百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	6,679百万円
原材料費及び製品外注費 (製造原価)	37,793百万円
その他の営業取引高	4,952百万円
営業取引以外の取引高	1,918百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,036,086株
------	------------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等評価損	2,947百万円
退職給付引当金	38百万円
固定資産減損損失	573百万円
未払経費	1,821百万円
賞与引当金	561百万円
棚卸資産評価廃棄損	104百万円
未払事業税	204百万円
返金負債	508百万円
貸倒引当金	446百万円
減価償却超過額	124百万円
株式評価損	266百万円
その他	334百万円

繰延税金資産小計	7,930百万円
----------	----------

評価性引当額	△4,564百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	3,366百万円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△4,215百万円
長期前払費用	△22百万円
その他	△130百万円

繰延税金負債合計	△4,369百万円
----------	-----------

繰延税金負債の純額	△1,002百万円
-----------	-----------

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会 社 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円) (注1)	科 目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	富山小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	14,121	買 掛 金	5,896
				不動産の賃貸 (注3)	96	—	—
				資金の貸借 (注4)	967	関 係 会 社 短期貸付金 (注4)	1,059
子会社	仙台小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	10,289	買 掛 金	3,991
				不動産の賃貸 (注3)	235	—	—
				資金の貸借 (注4)	469	関 係 会 社 短期借入金 (注4)	1,224
子会社	Kobayashi Healthcare International, Inc.	(所有) 直接 100%	資金取引	資金の回収 (注4、5)	1,299	関 係 会 社 短期貸付金 (注4、5) 関 係 会 社 長期貸付金 (注4、5)	1,327 796
子会社	小 林 製 薬 (中 国) 有 限 公 司	(所有) 直接 100%	役員の兼任	増資の引受 (注6)	3,856	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
3. 賃貸料については、近隣の価格を参考にして双方が協議の上、決定しております。
4. 貸付金・借入金については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
5. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
6. 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,205円31銭
(2) 1株当たり当期純利益	235円58銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	235円54銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算出については、連結注記表「10. 1株当たり情報に関する注記」の内容と同一であります。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) その他計算書類作成のための基本となる事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」の内容と同一であります。